

事業活動における安全性の配慮につとめています。

■ RDF貯蔵槽における爆発事故発生後の安全性の確保

三重県が設置運営するごみ固形燃料発電所において、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽の爆発事故が発生しました。

ごみ固形燃料発電所では、この事故の原因究明を行うために設置された「ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」による最終調査報告書や、環境省、総務省消防庁及び経済産業省の調査報告書などをもとに再発防止策を講じ、安全運転のためのマニュアルを整備したうえで、平成16年3月17日から同年8月5日の間で試運転を実施して長期に安全・安定運転できることを確認しました。

さらに、地域住民の方々や学識経験者で構成される「三重ごみ固形燃料発電所 安全管理会議」の場で試運転状況などについて審議していただき、住民説明会やシンポジウムを開催した後、同年9月21日に運転を再開しました。

また、ごみ固形燃料発電所を今後も安定して運転していくには、年間を通してRDFを安定的に処理することが必要なため、事故で撤去した貯蔵槽に代わり、関係各省庁の法令や技術基準に適合した新たなRDF貯蔵施設を建設しています。

なお、ごみ固形燃料発電所の再開後の運転状況と新たなRDF貯蔵施設の建設については、「三重ごみ固形燃料発電所 安全管理会議」において随時説明し、審議いただくことなどで安全性の確保を図っていきます。



RDF発電所外観
(桑名市)

■ 汚染・災害予防

災害・事故などによる環境汚染の未然防止も重要な環境配慮と考え、有害物質の保管管理や緊急事態の発生に対応するための訓練を行っています。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用機器について適切に管理するとともに、災害・事故等の緊急事態における環境汚染の未然防止及び発生時の適切な対応処置ができるように、庁舎ごとにその対

応手順をシステム化し、監視測定や訓練を実施しています。



PCB保管庫表示
(総務局管財室)

■ PCBの保管と管理

高圧変圧器、高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及び蛍光灯安定器などのPCB使用機器については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する「特別管理産業廃棄物保管基準」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、厳重に保管し、毎年その状況を知事に届出しています。

また、PCB保管基準の遵守状況を6ヶ月に1回（地震等による災害発生時にはその都度）、監視測定し、PCBの飛散・流出の未然防止に努めています。

PCB使用機器の保管・管理状況

保管管理者	保管量等
管財室	高圧変圧器等内 (総充填量 5.451kℓ)
	電灯用安定器 : 1,387台
	20KVA高圧コンデンサー : 1台
	30KVA高圧コンデンサー : 1台
50KVA高圧コンデンサー : 1台	
県土整備部保全災害室	電灯用安定器 : 106台
君ヶ野ダム管理所	高圧コンデンサー (総重量27.2kg)
紀南県民局保健福祉部	30KVAのコンデンサー : 1台

■ リスクコミュニケーション

事故防止策について職員全員、県民・事業者などの全ての人々が情報を共有し、相互に意思疎通を図る仕組みづくりを構築していくために、リスクコミュニケーションに取り組んでいます。

情報が広く共有されることで技術的な知見が蓄積されることなど、有効なリスク管理の方策を講じることが可能となり、県民の安全・安心の確保を図ることができます。

① 火災及び油流出事故への備え

各庁舎では、火災及び油流出事故の緊急事態に対して適切な対応処置ができるように対応手順をシステム化し、その訓練を年1回以上行っています。



避難訓練 (伊賀県民局) (伊賀市) 消火訓練 (伊賀県民局) (伊賀市) 油流出事故訓練 (総務局管財室)

② ECDガスクロマトグラフ機器放射線源事故への対応

四日市食肉衛生検査所及び松阪食肉衛生検査所においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線障害予防規定により、ECD（エレクトロンキャプチャーデ

イテクタ）ガスクロマトグラフ機器の放射線被曝事故の緊急事態に対して適切な対応処置ができるように、情報伝達の対応手順をシステム化しています。